

【野生鳥獣被害対策本部】

気仙沼市に「クマ出没警報」を発令します

現在、県では、県内全域を対象に「クマ出没注意報」を発令しておりますが、**気仙沼市の市街地**において、**直近1週間で11回**ツキノワグマが目撃されたことを受け、発令基準に基づき、同市を対象とした「**クマ出没警報**」を発令いたします。

※気仙沼市以外の市区町村は、引き続き「注意報」が発令中となります。

1 発令内容	クマ出没警報	2 対象地域	気仙沼市
3 発令根拠	発令基準である、「 同一市区町村内の住居集合地域等 において、 直近1週間の目撃等件数が10件以上 となったとき」に該当		
4 目撃箇所	赤岩石兜、三日町、笹が陣、南が丘、幸町、田中前、本吉町九多丸、本吉町三島、赤岩牧沢、八日町、岩月		
5 発令期間	令和8年10月14日（水）から 同年10月30日（金） まで		
6 県民の皆様へのお願い	(1) 目撃されたクマは、再び市街地周辺に出没する可能性があることから、お近くにお住まいの方々やお仕事等の用事がある方々は、十分な注意をお願いいたします。 (2) また「クマ目撃等情報マップ」をこまめに参照し、 ①朝夕の行動を避ける、②クマ鈴など音を鳴らす、 ③多人数で行動する、④生ゴミを放置しないなど、 クマとの遭遇防止対策の徹底をお願いします。 (3) クマに遭遇したときは、急な動作をするとクマを刺激し、襲われる可能性が高いので、落ち着いて静かに背中を見せないようにして離れてください。 (4) クマに襲われた場合は、地面に腹ばいになり、両手で首の後ろをガードして首や頭を守ってください。		

【↓情報マップ↓】



【↑関連情報↑】

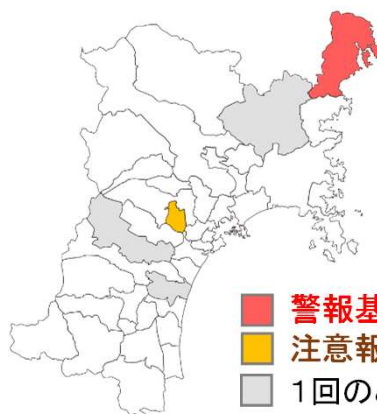
【参考1】現在の発令状況

発令内容	対象地域	発令期間
クマ出没 警報	気仙沼市	10月14日（水）から10月30日（金）まで
クマ出没 注意報	上記以外の全市区町村	10月1日（木）から10月30日（金）まで

【参考2】直近1週間におけるツキノワグマの市街地出没状況

- **直近1週間**（基準日10/14:10/6-10/12）における**市街地**での目撃等状況は
気仙沼市で11回（警報）のほか、富谷市で**5回**、仙台市、名取市、登米市で各**1回**確認

市区町村	出没回数	目撃された市街地
富谷市	5回	日吉台一丁目、大清水一丁目 富谷落合、上桜木二丁目
仙台市 青葉区	1回	南吉成二丁目
名取市	1回	相互台東一丁目
登米市	1回	登米町日根牛



■ **警報基準**に該当
■ **注意報基準**に該当
■ 1回のみ出没

【参考3】「クマ出没注意報」等の発令基準（基準に該当した場合に**対策本部**が**総合的に判断**して発令）

項目等	発令基準の概要	
注意報	①当該月の目撃等件数が 過去5年間 ※の同月平均値の 1.25倍 以上 ② 同一市区町村 の市街地での目撃件数が直近1週間で 2回 発生したとき ③その他人身被害の発生が懸念されるとき	
警報	①当該月の目撃等件数が 過去5年間 ※の同月平均値の 1.5倍 以上 ② 同一市区町村 の市街地での目撃件数が直近1週間で 10回 発生したとき ③各市区町村の市街地においてケガ等の 人身被害 が発生したとき ④その他人身被害の拡大が危惧されるとき	
特別警報	①当該月の目撃等件数が 過去5年間 ※の同月平均値の 3倍 以上 ② 死亡被害 が発生したとき ③ 同一又は隣接市区町村 でケガ等の 人身被害 が 1か月以内 に 2回 発生したとき	
対象地域 (発令地域)	上記①	注意報・警報:原則として 県内全域 特別警報: 市区町村別 の出没状況を踏まえて対策本部で決定
	①以外	原則として 該当市区町村
発令期間	上記①	発令日から 1か月間
	①以外	発令日から 2週間を目途 に対策本部で決定



【↑発令状況↑】

参考数値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
過去5年間の平均値	33	105	155	142	123	91	122	114	26	7	11	12
注意報(平均×1.25)	42	132	194	178	154	114	153	143	33	9	14	15
警報(平均×1.5)	50	158	233	213	185	137	183	171	39	11	17	18
特別警報(平均×3.0)	99	315	465	426	369	273	366	342	78	21	33	36

※ 当面の間、「過去5年間」に**令和7年度の実績は含めない**(過去最多の大量出没となったため)

【参考4】本県におけるクマ目撃等件数の推移

